

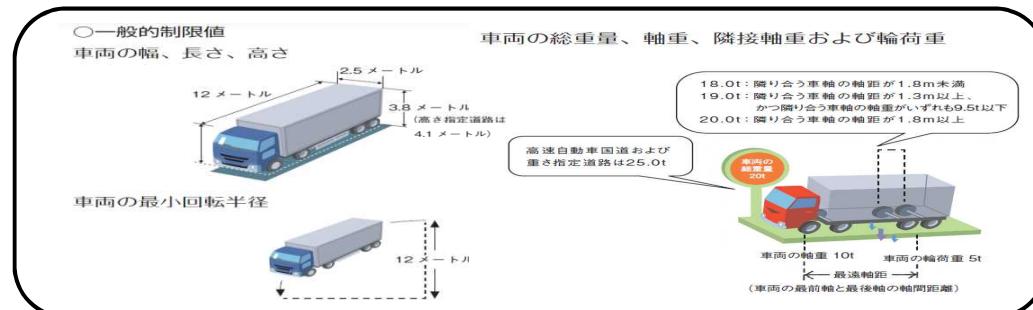
京都府警察本部との合同取締り(特殊車両・過積載)の実施結果について

道路構造の保全と交通の危険防止を図る為、京都府警と合同で特殊車両及び過積載の取締りを実施しました。

取締りの結果は右のとおりです。

特殊車両とは

下記の寸法や重量の「一般的制限値」を1つでも超える場合は、通行許可が必要です。道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めており、この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。



特殊車両取締りの流れについて



違反車両への対応について

無許可の車両や許可条件に違反した車両の通行により道路構造物の劣化を早めることとなることから、これらの違反車両には文書による指導警告または措置命令を行います。繰り返し違法走行を行っている者には事務所に呼び出しは正指導を行う他、違反者の名称等を公表するなどの措置を講じます。

特殊車両取締結果

令和元年8月29日(木)

午前10時～12時

大山崎車両計量所

(京都府乙訓郡大山崎町大山崎地先)

国道171号大山崎I.C交差点より大阪方面に約700m

(過積載車両除く)
取締台数 3 台
うち 違反件数
・措置命令(軽減) 1台

